

平成19年3月16日

各 位

但陽信用金庫
理事長 桑田 純一郎

内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令について

当金庫における不祥事件の発生を受け、法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であり、相互牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に問題があるとして、本日、近畿財務局長より業務改善命令を受けました。

日頃から当金庫を信頼し、お取引をいただいておりますお客様ならびに会員の皆様、また、関係する皆様に ご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心からお詫び申し上げます。

当金庫としましては、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、不祥事件の再発防止ならびに役職員の法令等遵守意識の徹底を図るため、万全の態勢を整備し、信頼回復に向け全力を尽くす所存でございます。

記

1. 業務改善命令の内容

法令等遵守態勢を早急に確立し、健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。なお、以下の改善事項に関する業務改善計画を平成19年4月16日までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、その進捗・実施状況を3カ月ごとに報告すること。

- (1) 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化
- (2) 理事会等の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立
- (3) 本部及び営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化
- (4) 内部監査部門の抜本的な改善・強化による実効性の確保
- (5) 人事管理の適切な実施

2. 今後の対応

今回の業務改善命令を踏まえ、法令等遵守の重要性を再認識し、法令等遵守を重視する経営方針を全職員へ浸透させるとともに、経営陣のさらなる関与の下、実効性のある業務改善計画を策定・実施することにより、内部管理態勢の一層の充実・強化と信頼の早期回復を図ってまいります。

以 上

【本件に関する問い合わせ窓口】

担当部署：総務部
電話番号：(代表)079-422-7721